

平成26年度 宇都宮市子ども・子育て会議（第7回教育・保育部会） 議事録

1. 日 時 平成27年2月10日（火） 午後3時30分～午後4時35分
2. 場 所 宇都宮市役所 14大会議室
3. 議事等
 - ・ 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」のパブリックコメントの結果等について
 - ・ 特定教育・保育施設等の確認・利用定員について
 - ・ 利用者負担額（国基準額）の一部変更について（報告事項）
4. 出席者
 - 【委 員】加藤邦子部会長，岡地和男職務代理者，福田清美委員，佐々木佳子委員，今井政範委員，石川英子委員，國吉真理子委員，今井恭男委員，大橋純子委員

 - 【事 務 局】〔子ども部〕 高橋部長，中里次長
〔子ども未来課〕緒方課長，篠崎課長補佐，高橋主任
〔子ども家庭課〕大久保課長
〔保育課〕 大根田課長，松島副主幹，有馬係長，藤江係長
高桑係長，鈴木主任，渡邊主任主事，高橋主事
〔子ども発達センター〕谷田部所長
〔生涯学習課〕吉澤課長補佐
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 なし

発言者	内 容
	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 (1) 「(仮称) 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」のパブリックコメントの結果等について</p> <p>(事務局説明)</p>
部会長	質問・意見はあるか。
委員	計画に盛り込むものとした「支援者の活用（有償ボランティアの活用）」という意見と、今回、記載事項に修正を加えた文言との整合が理解できない。「支援者の活用（有償ボランティアの活用）」という趣旨が、どのように組み込まれているのか。
事務局	「支援者の活用（有償ボランティアの活用）」という表現について、市としては、「有資格者以外の人材の活用」というご意見をいただいたものとして捉え、計画案に反映させている。
委員	市としての捉え方は理解できるが、今回修正を加えた文章は適切か。意見者がこの文章を読んで、自身の意見が反映されたものと認識できるか。
事務局	確かに分かりにくい部分があるため、いただいた意見を市がどのように捉えたか、きちんと伝わるよう記載ぶりを検討したい。
委員	市としての捉え方が、もう少し市民に分かりやすいものとなるよう表現を工夫していただきたい。
委員	「保育従事者」という表現に「支援者（有償ボランティア）」が包含されているが、「保育従事者」の定義が分かりにくく、ここに補足説明を加えると、分かりやすくなるのではないか。また、本項の表題が「(6)保育士確保策の推進」とあるため、「保育従事者」＝「保育士」と誤解を招きかねない。

事務局	資格を有していない人材についても、「子育て支援員」の研修を受講し、保育業務に従事することで、保育士へステップアップしていけるような仕組みもあるため、「(6)保育士確保策の推進」に記載したところである。
部会長	「(6)保育士確保策の推進」により人材を確保してから、確保された人材に対する研修等により、「(5)教育・保育の質の確保・向上」を図っていくという流れで、計画書を記載していくと意見者の意図が汲み取られたものとして分かりやすくなると思うが、(5)と(6)の記載順序を逆にすることはできないか。
事務局	検討させていただきたい。
委員	意見者はそもそも、どういう人材を想定し、「支援者の活用（有償ボランティアの活用）」という意見を出したのだろうか。
事務局	市の捉え方は先ほどの説明の通りであるが、この意見は箇条書きで書かれており、市で文章の趣旨を最大限、読み取ったつもりである。
委員	「(6)保育士確保策の推進」における修正後の文章だけを見ると、地域型保育事業に従事する人材に対する質の向上と読み取れ、「支援者の活用（有償ボランティアの活用）」とは読み取れないのではないか。
部会長	それでは、「(6)保育士確保策の推進」の最終部分ではなく、「(5)教育・保育の質の確保・向上」の最終部分に意見を反映させてはいかかがか。
事務局	委員の皆様のご意見を踏まえ、検討させていただきたい。
委員	保育短時間の時間設定について、各施設等で何時から何時までという形で設定して欲しいと市から指示を受けているが、個人ごとに設定することは差し支えないか。
事務局	市としては、各施設等で1つの時間帯の設定を基本としているが、個人ごとに設定するなど柔軟な対応を行うことは差し支えない。しかし、この場合には、公的支援で賄い切れない人件費等が発生し、財政的に不安定になりかねない可能性があることには、十分留意いただきたい。

委員	国でも、短時間の時間設定は各施設等で1つの時間帯が基本と言っている。しかし、施設等の延長保育料の設定状況によっては、(短時間保育料+延長保育料)が、標準時間保育料を上回るケースもあり得る。
事務局	短時間の設定時間帯等は、施設等の情報として、あらかじめ公表されることとなっており、利用者が施設等を選択できる仕組みとなっている。
委員	利用者が検討するエリアによっては、自身の勤務状況等にフィットした短時間設定を行う施設等が存在しない場合も考えられることを留意いただきたい。
事務局	貴重な意見として受け止める。
委員	公立保育所の位置づけについて、前回の会議における委員の意見を反映し、修正が加えられている。現行の供給体制を「維持」することが必要なのは当然であるが、この先数年間、3号認定子どもの供給が不足する実態を踏まえ、現行の体制からの「拡大」という考えはないのか。地域型保育事業による供給体制の確保ばかりでなく、公立保育所での対応も検討していただきたい。
事務局	公立保育所は、現行でも定員を超えた弾力運用による受入れを行っており、このような柔軟な対応を含め、「維持」していくという趣旨である。
委員	「数字の維持」でなく、「体制の維持」という理解でよいか。
事務局	お見込みの通りである。
部会長	事務局案で異議はないか。
部会員	異議なし。
	(2) 特定教育・保育施設等の確認・利用定員について (事務局説明)
部会長	質問・意見はあるか。

委員	資料に数値だけを示されても、協議のポイントがよく分からない。
事務局	これは、条例に即した内容となっているかどうかの手続きであり、実情をよく知っている委員の皆様に広くチェックをしていただき、ご意見をいただきたいという趣旨である。
委員	現状値など、何か比較対称となる数値があると協議しやすい。
部会長	各施設・事業者の意向を尊重しているものか。
事務局	お見込みの通りである。
委員	市で十分に検討したものであり、問題ないものとする。
部会長	事務局案で異議はないか。
部会員	異議なし。
	<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担額（国基準額）の一部変更について <p>（事務局説明）</p>
部会長	質問・意見はあるか。
部会員	特になし
部会長	<p>4 閉会</p> <p>以上で、第7回教育・保育部会を終了する。</p>